

1 交付について

Q1-1 交付金は、いつ交付されますか。

A1-1 6月末より順次交付します。

Q1-2 同町内に複数の団体がある場合、各団体に交付されますか。

A1-2 各団体に交付します。

※参加メンバーや会場が同じ場合は、別団体として認められない場合があります。
それぞれの団体の開催状況を確認させていただきます。

2 対象経費について（詳しくは、別紙一覧をご参考ください。）

Q2-1 交付金の交付を受ける団体は、交付金申請条件の必須講座の謝礼を、交付金から支払わないといけませんか。

A2-1 規定の回数内であれば、必須講座の謝礼を支払う必要はありません。
規定の回数を超える場合は、交付金を活用してください。

Q2-2 なぜ、食糧費（飲料含む）は対象経費に含まれないのですか。

A2-2 この交付金は、介護保険料や国・県・市の税金を財源としています。同じ財源を利用しているデイサービスや介護施設の利用者は、食事代は実費ですので、介護保険給付費と同様、食糧費に利用することはできません。

Q2-3 無料講座でも、謝礼の支払いは必要ですか。

A2-3 必要ではありません。

Q2-4 講師謝礼として、商品券や飲食料等を渡す場合の費用は対象となりますか。

A2-4 対象となります。

Q2-5 参加者に配布する湯楽里の利用券の購入費用は、交付金の対象となりますか。

A2-5 配布目的の利用券やチケット代は、交付金の対象となりません。
ただし、活動として施設へ出向いた際の入館料や利用料等は対象となります。

Q2-6 前年度までに購入した物品の費用は交付金の対象となりますか。

A2-6 対象となりません。当該年度中に購入したものに限りませ。
(例.令和4年度に購入した分を令和5年度の交付金から使用することはできません。)

Q2-6 新型コロナウイルス感染予防のため、マスクや消毒液等を購入し配布することは交付金の対象となりますか。

A2-6 Q2-5と同様に、ただ配布するだけのものは対象とはなりません。活動中に使用するマスクや消毒液等であれば、対象となります。

Q2-7 シニアクラブの会費は対象となりますか。

A2-7 対象となりません。

Q2-8 慶弔費は対象となりますか。

A2-8 対象となりません。

Q2-9 活動を支援する支援員（スタッフ）に対する人件費は対象となりますか。また、上限はありますか。

A2-9 対象となり、上限はありません。ただし、交付金は、基本的に活動費に充てていただくもののため、活動に影響がない範囲でお願いいたします。

Q2-10 送迎したとき、1時間〇〇円と規定していいですか。

A2-10 規定することは、法に触れる可能性があります。送迎に関する費用は、参加者のサポートをしてくださる費用弁償とみなし、人件費に計上してください。

Q2-11 公民館や集会場の備品を購入しようか検討しているのですが、交付金の対象となりますか。

A2-11 つどい活動で頻回に使用する場合は、対象となります。
ただし、ほかの団体も使用する場合は、その団体と按分してください。

Q2-12 購入を考えているものが、交付金の対象かどうかわかりません。

A2-12 迷った際には、購入前に市に相談してください。
購入した備品は、監査の際に交付金で購入したものとわかるよう、ラベルシールを貼るなどしてわかるようにしていただきますようお願いいたします。

3 交付条件について

Q3-1 「年12回以上」とは、年間の合計開催数が12回以上であれば交付条件に当てはまりますか。

A3-1 年間の合計開催数が12回以上であれば条件に当てはまります。

Q3-2 年12回以上の計画を立てることができないのですが、交付金はもらえるようにならないですか。

A3-2 1年を通して継続して活動することが介護予防となり、つどいの場所が社会参加の場となります。この観点から、年12回以上の活動に対して交付金を交付しています。
なお、毎回講師を呼んで開催する必要はありません。

Q3-3 自主活動で1回とみなすのはどのような活動ですか。

A3-3 ①つどい団体が主催する活動

②登録メンバー全員に声をかけて開催する活動

※つどいの自主活動として開催する旅行も1回とみなします
日帰りでも一泊二日の場合でも、1回として扱います。

③自分たちで行う体操や体験活動等、1回の活動時間が1時間程度ある活動

Q3-4 自主活動に含まれないのはどのような活動ですか。

A3-4 ①つどい団体が主催していない活動

※地区全体の敬老会、運動会等

②一部のメンバーのみが参加する活動

※役員会等、シニアクラブ（老人会）主催のスポーツ大会等

③1回の活動時間が1時間程度に満たない活動

※夏季のラジオ体操だけ集まって行うことは1回とみなしません

④活動回数の半数を超える町内の草むしり等の奉仕活動

Q3-5 1回当たりの参加人数に規定はありますか。

A3-5 何人以上という規定はありません。

Q3-6 一日のうち、午前と午後に集まる場合は、2回の開催とみなしてよいですか。

A3-6 一日に複数回集まった場合も、同日の開催であれば1回の開催とみなします。

Q3-7 新型コロナウイルス感染症で活動を中止した場合は、1回とみなしませんか。

A3-7 実際には開催されていないため、1回の開催とみなしません。

ただし、やむを得ない事情があり中止となった場合は、事前にご連絡ください。

Q3-8 複数のつどいが合同で開催した場合、それぞれのつどいごとに交付金が出ますか？

A3-8 町内間の交流を目的とするものであれば、複数町内が合同でのつどいを開催していただいで結構です。ただし、複数町内が合同で開催する場合は、開催場所が異なることによって参加者が参加困難になり、参加人数が減ることがないようにご配慮願います。

なお、交付金は、計画の半数を超えない範囲で合同で実施した場合、各々の団体に交付することとします。(例. つどい1団体あたり年12回以上開催した場合、合同での実施回数が5回以下であれば、各々の団体に交付されます。)

4 申請方法について

Q4-1 誰が申請するのですか。

A4-1 申請者は、原則、区長とし、口座は区（町）の口座とします。ただし、区が認めているのであれば、区長以外の申請でも可能としますが、その場合は区長が一任するという書類の提出が必要です。また、複数町合同で実施している場合の申請者は、区長以外の代表者でも構いませんが、個人の口座では申請できません。

Q4-3 申請者の名前は区長で、実際に提出に行くのはつどい代表の方でもいいですか。

A4-3 実際に提出される方は、代表の方でも結構です。

Q4-4 なぜ、つどい交付金は区（町）を通して交付するのですか。直接、つどいに交付することはできないのですか。

A4-4 いきいきふれあいのつどいの活動を町内に広く理解してもらい、一部の方が請け負うのではなく、町内ぐるみの介護予防、支え合い・助け合える体制づくりを推進していきたいという考えからです。

5 実績報告について

Q5-1 報告は誰が行いますか。

A5-1 申請者と同一の方が行います。

※年度途中で区長の変更があった場合、報告書の日付時点での区長名で提出してください。

Q5-2 実績報告書を提出する際に、領収書の添付は必要ですか。

A5-2 必要ありません。

ただし、後日領収書を提出していただく場合がありますので、領収書は、5年間保管ください。

6 その他

Q6-2 事故やけが等の保険は市で加入していますか。

A6-2 市での加入は行っていません。団体の方で民間の保険に加入いただく必要があります。市民プラザたけふ（アル・プラザ武生）4階の社会福祉協議会（0778-22-8500）でボランティア活動保険の案内をしております。

（つどい活動に関する保険料は交付金の対象経費です。）

Q6-3 社会福祉協議会のレクリエーション用具レンタルは、今も行われていますか。

A6-3 レンタルは用具の劣化等により終了しました。

用具レンタルをお考えの方は、市スポーツ課へお問い合わせください。

ただし、用具によってはないものもございます。

Q6-4 資料集の講座がマンネリ化しているので、新しい講座を入れてほしいです。

A6-4 具体的に希望される講座がありましたらお申し付けください。資料集には、多種多様な講座を掲載しておりますので、まだ受けたことのない講座を取り入れてみるなどご検討ください。

Q6-5 つどい代表の方が交代すると、相談する相手がいないのでどうすればいいのですか。

A6-5 地域包括支援センターや市が相談窓口になりますので、ご活用ください。